人生における農業という選択。

JA新規就農応援資金

ご利用いただける方

お借入時年齢55歳未満で 就農開始5年目までの方

お使いいただける用途

農業機械購入、 パイプハウス等資材・建設費用、 果樹等の植栽・育成、 運転資金の一部等

変動金利

全 (令和7年10月10日現在)

本資金のお借入の方については

最大毎1000金利負担の軽減が

借入期間に応じ、最長 8年間 受けられます。

金利負担軽減後の下限利率は 8 となります。

さらに

大阪府農業信用基金協会保証料を 一括前払いいただいた方については

保証料がど







されますので、保証料の実質負担はありません。

※いったん一括して全額前払いいただきますが、 後日全額本人口座へ入金します。



くわしくはお近くのJAいずみの各支店までお問い合わせ下さい。

中央支店 土生郷支店 有真香支店 ※東葛城支店 山直上支店 072-437-0658 072-428-3468 072-428-4597 お問い合わせは有真香支店へ 072-479-0601 072-479-0015 八木支店 072-44 南掃守支店 072-42 城北支店 072-44 山直下支店 072-44 春木支店 072-43 いずみおおつ姑 0725-2

072-445-0129 072-427-5443 072-445-8881 072-445-0001 072-439-2370 0725-21-4121 あびこ支店 0725-20-0804 取石支店 072-272-0606 高石支店 072-264-0001 忠岡支店 0725-32-1341 くずのは支店 0725-41-2880 和泉支店 0725-41-2385

北池田支店 0725-55-0480 南池田支店 0725-55-0380 横山支店 0725-92-1501 ※ 南松尾支店 お問い合わせは南池田支店へ

※の支店では、融資業務の取扱いはございません。

人生における農業という選択。JA新規就農応援資金

LAND EN GELLAND EN GER GELLAND EN GELLAND EN GELLAND.				
ご 利 用 いただける方			以下の条件をすべて満たす方とします。 ●当JAの組合員の方。 ●新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 ①就農開始5年目までの方。 ②新規就農者は、地元関係機関の支援が得られる方。 ③原則として個人(一戸一法人を含む)。 ④原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。 ●お借入時の年齢が原則55歳未満の方。 ●原則として大阪府農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ●信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ大阪府農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ●その他当JAが定める条件を満たしている方。	
資	金(使。途	●農業経営にかかる設備・運転資金※生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。	
借	入:	金 額	●1,000万円以内とし、所要額以内とします。	
			長期資金	短期資金
借	入;	期間	●17年以内(据置期間5年以内)。就農経過年数によって 融資期間が異なります。詳細については、当JAの融資 窓口にお問い合わせください。	●1年以内
借	入	利率	●当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融	強資窓口にお問い合わせください。
借	入:	方 式	●原則として証書借入とします。ただし、短期資金については手形借入も可とします。	
			長期資金	短 期 資 金
返	済	方法	●証書借入における元金均等または元利均等返済で、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式。●特定月増額返済方式(毎月返済に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済。)が可能です。●返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とします。	●原則として期日一括返済。 ●利息は原則として一括前取となります。
担		保	●原則として担保は不要です。	
保		証	 ●原則として大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ●法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ●法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ●「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ●連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。 【法人の場合】 ・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など) 【法人以外の場合】 ・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 ●「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。 	
保	証	料	 ●一括前払い・分割後払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括前払い:ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ※お借入額、返済方法により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額から5,000円を控除した金額が返戻されます。なお、控除後の金額が1,000円以下のものについては返戻の対象となりません。 ②分割後払い:約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 ●保証料率は年0.22%です。 	
手	数	料	●不要です。	
そ	Ø	他	 ●お申込みに際しては、当JA、および原則として大阪府農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ●印紙税が別途必要となります。 ●現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 	